

令和3年度におけるチッソ株式会社に対する支援措置の執行について【案】

令和3年6月 日

確認事項

1. チッソ株式会社において、令和3年度に返済可能な範囲の金額は、

0円 となること。

2. チッソ株式会社に対する支払猶予等相当額については、

536,603,397円 となること。

3. 国庫補助金及び特別な県債等

2. に掲げる支払猶予等相当額は、次のとおり国庫補助金及び特別な県債により手当てし、端数はチッソ株式会社の負担とする。

国庫補助金	<u>429,282,716円</u>
特別な県債（財政融資資金引受）	<u>106,000,000円</u>
端数（チッソ（株）負担）	<u>1,320,681円</u>